

財務局の普通財産の管理処分等業務を国自ら実施することについて  
(奄美地域)

平成 29 年 6 月 20 日  
九州財務局

今般、入札実施要項に基づき、財務局の普通財産の管理処分等業務の入札を九州財務局が 5 対象地域において実施した。そのうち名瀬出張所の対象地域「鹿児島県（奄美大島（加計呂麻島、請島、与路島を除く））」については、昨年 10 月に入札公告を行ったが申込者がなかった。

九州財務局は、本件業務を受託する者が現時点で現れる可能性は見込まれない一方、随時発生する業務に対応することが必要となることから、入札実施要項に基づき国自ら管理処分等業務を実施することとなった。

1 入札手続

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 入札公告日    | 平成 28 年 10 月 27 日                  |
| (2) 入札随時説明期間 | 平成 28 年 11 月 24 日～平成 29 年 1 月 17 日 |
| (3) 提案書提出期限  | 平成 29 年 1 月 27 日                   |

2 入札結果

入札には参加者がなかった。

3 入札条件の見直し等

入札の結果を受け、鹿児島県宅地建物取引業協会奄美支部に対しヒアリングを実施したところ、業務量が少ないため受託は困難ということであった。

このため、他の対象地域との統合による委託予定件数の増加を図ることも考えられるが、本対象地域である奄美大島は離島であることから、コスト増を招き、採算性の改善は困難であると考えられる。

また、本対象地域は、平成 23 及び 26 年度の発注においても同様の理由により落札に至らず国自らが業務を行ってきたものである。